

議案第10号

山都町国民健康保険条例の一部改正について

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年 3月 5日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、平成30年4月から、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に移行され、運営の広域化が図られることに伴い、山都町国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例

山都町国民健康保険条例（平成17年山都町条例第100号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び同条中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「山都町国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、第4条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（被保険者とししない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山都町国民健康保険条例(平成17年山都町条例第100号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(町が行う国民健康保険 _____ )</p> <p>第1条 町が行う国民健康保険 _____ については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会 _____ の委員の定数)</p> <p>第2条 山都町国民健康保険運営協議会 _____ (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(保健事業)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(町が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 町が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 町の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(被保険者とししない者)</p> <p>第4条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。</u></p> <p>(一部負担金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(保健事業)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>

第9条 被保険者でない者に第7条の保健事業を利用させる場合における  
利用料については、別に定める。

(国民健康保険税)

第10条 (略)

(罰則)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第10条 被保険者でない者に第8条の保健事業を利用させる場合におけ  
る利用料については、別に定める。

(国民健康保険税)

第11条 (略)

(罰則)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

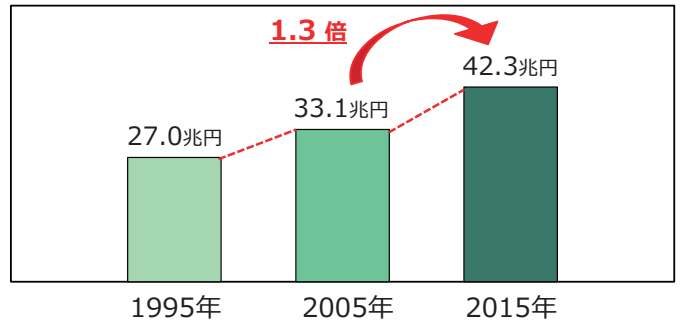
# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

この10年で、

70歳以上の高齢者数は **1.3倍** に、  
国民医療費は **1.3倍** になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、  
国民医療費の総額は **61.8兆円**  
にもなる見込みです。

【国民医療費 10年ごとの推移】



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

## 都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

〈見直しの背景〉

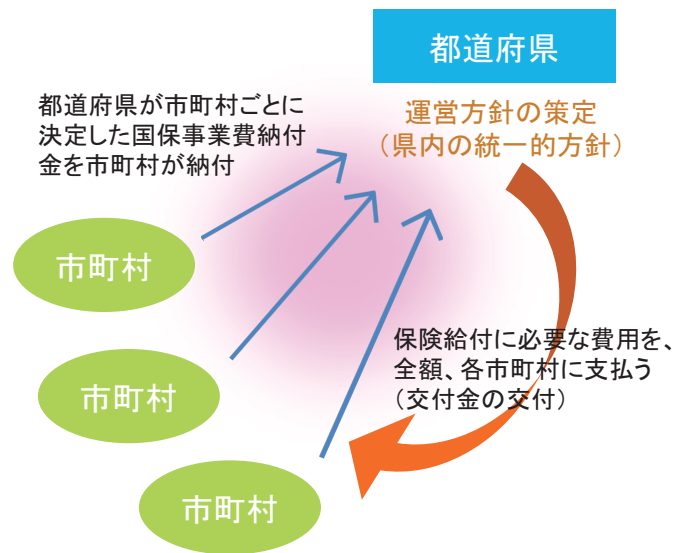
国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

### 見直しの柱

- ▶ 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。
- ▶ 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

### 見直しによる主な変更点

- ▶ 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。（資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。）
- ▶ 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。



### 都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理(被保険者証等の発行)
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の賦課・徴収
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険給付の決定、支給

# 国民健康保険制度の見直しによる効果

## 効果① 都道府県内での保険税（料）負担の公平な支え合い

### 新しい財政運営の仕組み

- 都道府県内で保険税（料）負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金（保険税（料）負担）の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。
- 都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）し、市町村間で比較できるようになります。

### 保険税（料）の賦課・徴収

- 市町村は、これまで個別に給付費を推計し、保険税（料）負担額を決定してきましたが、今後は、都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険税（料）算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険税（料）率を定め、保険税（料）を賦課・徴収します。

## 効果② サービスの拡充と保険者機能の強化

- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。
- 広域化により、平成30年度から、同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 今後、市町村は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取組を進めます。

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦<sup>とりで</sup>です。  
持続可能な社会保障制度の確立を図るため、  
平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続き  
山都町です。

阿蘇山麓のまち



山都町役場

YAMATO-CHO YAKUBA

山都町役場

健康福祉課 国保年金係 電話72-1229

清和支所健康福祉係 電話82-2111

蘇陽支所健康福祉係 電話83-1111

※このお知らせは厚生労働省の雛形を参考に作成しています